

横浜市金沢産業振興センターサービス棟 1 階貸室空調換気設備工事
特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センターサービス棟 1 階貸室空調換気設備更新工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目 5 番 2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和 7 年 9 月 10 日まで
1-4 工事の目的	貸室に空調換気設備の設置工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、空調換気設備等の取扱いに精通した者とする。
1-6 工事内容	1 貸室（A、B）に空調用ロスナイ換気設備を設置する。 倉庫（C）に換気扇を設置する。 2 改修後に試験、調整を行い、安全に換気設備が機能を十分に発揮する状態にする。 3 貸室 A、B の間に間仕切防音対策工事を実施する。 4 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。
1-7 設備機器 及び交換部 品	設備機器等の主な仕様は、次のとおりとすること。 1 貸室 A 空調換気設備工事 （室内面積：180 m ² 、必要換気量：1,200 m ³ /h） （1）業務用全熱交換器：LGH-N65RXW2（三菱電機製同等品可） 2 台 （2）全熱交換器コンパクトリモコン（三菱電機製同等品可） 2 台 （3）給排気グリル（消音形、器具ボックス含む） 4 台 （4）深型フード（SUS 製、防虫網及び防火ダンパー付）給気側 2 台 （5）深型フード（SUS 製、防虫ダンパー付）排気側 2 台 （6）新規機器及び器具取付 1 式 （7）フレキシブルダクト（保温タイプ）Φ200 55m （8）スパイラルダクト Φ200 4 m （9）継手及び支持金物類 1 式 （10）ダクト 1 式 （11）保温工、スパイラルダクト部分 1 式 （12）リモコン配線 1 式 （13）電源工事 1 式 （14）天井開口・復旧・点検口設置 1 式 （15）室内養生 1 式 （16）発生材・産業廃棄物処分 1 式

- (17) 消耗品・雑材料 1 式
- (18) 資材運搬 1 式

2 貸室 B 空調換気設備工事

(室内面積:150 m²、必要換気量:1,100 m³/h)

- (1) 業務用全熱交換器: LGH-N65RXW2 (三菱電機製同等品可) 2 台
- (2) 全熱交換器コンパクトリモコン (三菱電機製同等品可) 2 台
- (3) 給排気グリル (消音形、器具ボックス含む) 4 台
- (4) 深型フード (SUS 製、防虫網及び防火ダンパー付) 給気側 2 台
- (5) 深型フード (SUS 製、防火ダンパー付) 排気側 2 台
- (6) 新規機器及び器具取付 1 式
- (7) フレキシブルダクト (保温タイプ) Φ200 50m
- (8) スパイラルダクト Φ200 4 m
- (9) 継手及び支持金物類 1 式
- (10) ダクト 1 式
- (11) 保温工、スパイラルダクト部分 1 式
- (12) リモコン配線 1 式
- (13) 電源工事 1 式
- (14) 天井開口・復旧・点検口設置 1 式
- (15) 室内養生 1 式
- (16) 発生材・産業廃棄物処分 1 式
- (17) 消耗品・雑材料 1 式
- (18) 資材運搬 1 式

3 倉庫 C 換気扇設備工事

- (1) ランマサッシ撤去 2 箇所
- (2) 鋼製下地製作 2 台
- (3) 換気扇 EX-30SC4-RK (三菱電機製と同等可) 2 台
- (4) 固定枠 W302 2 台
- (5) アルミウェザーカバー P-30CAV 2 個
- (6) 同上設置工 2 箇所
- (7) 端部シーリング処理 2 箇所
- (8) 電源・スイッチ増設工 2 箇所
- (9) 室内養生 1 式
- (10) 発生材・産業廃棄物処分 1 式
- (11) 消耗品・雑材料 1 式

4 間仕切防音対策工事

- (1) 遮音シート 940SS 940×10M 5 本
- (2) 同上貼付工事 37.8m
- (3) アクリアサウンドボード ASBDX 4 枚/ケース 5 ケース
- (4) 専用コネクター 1 箱
- (5) グラスウール用 H 型ジョイナー 6 本
- (6) 同上加工・貼付工事 37.8 m²
- (7) コンセント取外し・復旧 2 箇所 1 式
- (8) 養生及び消耗品 1 式
- (9) 発生材・産業廃棄物処分費 1 式

1-8 適用範囲	現場の施工に際し、次の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。
1-9 疑義	本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。 また、施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。
1-10 現場の施行	設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。 空調換気設備工事 1 サービス棟1階貸室空調換気設備を設置する。 2 既存の空調換気設備は、適正に廃棄処分を実施し、マニフェストを提出すること。 3 空調換気設備を設置後に試験、運転、調整を実施すること。 4 空調換気設備は、必要に応じ配管等の保温工事を実施すること。 5 空調換気設備を設置に伴い、クレーン等の作業は、安全確保をして実施すること。 6 空調換気設備工事に伴い、現場機械器具及び関係個所の仮設養生を実施すること。
1-11 安全管理	1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。 3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。
1-12 現場管理	整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。 また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないように十分配慮すること。 1 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。

工事は、原則として中間期に実施すること。

但し、中間期以外に空調設備工事をする場合は、仮設の冷暖房装置を各テナント等に設置すること。

2 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。

3 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

4 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

5 その他

(1) 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。

(2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

(3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。